



税理士試験が 受験しやすくなります!!

簿記論と財務諸表論

誰でも受験可能!

税法科目

法律・経済分野以外の履修でも受験可能!

会計学科目の受験資格要件の撤廃

従来

高校生や大学1・2年生が受験するには、日商簿記1級合格などの受験資格要件を満たす必要がありました。

令和5年度から

簿記論と財務諸表論については、受験資格要件が撤廃されたため、今後は高校生や大学1・2年生でも受験できます。

税法科目の受験資格要件の緩和

従来

「法律学又は経済学」に属する科目を少なくとも1科目は履修する必要がありました。

令和5年度から

「法律学又は経済学」が「社会科学*」に拡充されたため、文学部や工学部の大学生・卒業生の受験可能性が広がります。

*法律・経済のほか、政治・行政・社会・経営・教育・福祉・情報など、広く社会に関わる多様な学問分野

税理士を目指す者

受験資格（税法科目）

学識			資格	職歴
大学・短大・高専 卒業者 (法律 or 経済履修)	大学3年次以上で62単位取得者 (法律 or 経済履修)	一定の専修学校の専門課程修了者 (法律 or 経済履修)	司法試験合格者 公認会計士短答式試験合格者	日商簿記1級 or 全経簿記上級合格者 2年以上の一定の会計・法律事務経験者
社会科学に属する科目の履修				

①会計学科目に限り受験資格を不要化

受験ファーストタッチの早期化

②履修科目要件の緩和

活動領域の拡大により、税理士には広く社会に関する基礎的素養が求められていることを踏まえ、履修を要する学問の範囲(履修科目要件)を「法律学・経済学」から「社会科学に属する科目」に拡大

受験資格保有者

会計学(2科目)

簿記論 (必須) | 財務諸表論 (必須)

税法(3科目)

所得税法* | 法人税法* | 相続税法 | 消費税法 or 酒税法 | 国税徴収法
住民税 or 事業税 | 固定資産税

*いずれか必須

会計学2科目・税法3科目の計5科目合格により**税理士試験合格**

(→ 加えて実務経験(会計事務2年以上等)を満たせば、税理士登録が可能)